

鯖江市長 佐々木 勝 久 殿

鯖江市監査委員 加 藤 一 邦

鯖江市監査委員 帰 山 明 朗

公の施設の指定管理者監査結果報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果を報告する。

記

第1 監査の概要

- | | |
|----------|---|
| 1 監査の種類 | 公の施設の指定管理者監査 |
| 2 監査対象 | (1)公の施設 夢みらい館・さばえ
(2)指定管理者 夢みらいWe
(3)施設の所管課 市民活躍課 |
| 3 事前調査期間 | 令和3年10月22日から令和3年11月5日まで |
| 4 監査日 | 令和3年11月5日 |
| 5 監査対象年度 | 令和2年度 |
| 6 監査対象事項 | 公の施設の指定管理に係る出納その他の事務 |
| 7 監査の方法 | 公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が、法令等に従い適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、指定管理制度の目的に沿った運営がなされているかどうかを主眼に実施した。
監査の実施にあたっては、監査対象者から関係資料の提出を求め、諸帳簿および関係書類等との照合等により行い、監査対象団体に出向き、関係者から説明を求める等の方法により、次の項目を主な着眼点とし実施した。 |

- 8 監査の着眼点 (1)施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
 (2)協定等に基づく義務の履行は適切に行なわれているか。
 (3)利用料金の設定や収納は適正に行われているか。
 (4)利用促進のための努力はされているか。
 (5)施設の管理に係る会計経理は適正に行われているか。
 (6)施設の管理に係る各種規程は整備されているか。

第2 監査対象の概要

1 施設の概要

施 設 名	夢みらい館・さばえ
所 在 地	鯖江市三六町1丁目4-20
施 設 の 竣 工 日	昭和56年5月（令和元年度 耐震改修工事）
指 定 管 理 開 始 日	平成19年4月1日

2 指定管理者の概要

名 称	夢みらいWe
代 表 者	会長 栗山 祐子
指 定 期 間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（更新制 3期目）
指 定 管 理 料	指定期間総額 71,050,000円 令和2年度 12,584,000円

3 施設の利用状況

(人)

利用者数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和2年度	0	27	353	1,245	983	1,108	1,427	1,330	1,334	1,247	1,197	1,418	11,669
令和3年度	1,094	664	1,483	1,272	367	672	*	*	*	*	*	*	5,552

*令和3年度の数値は、令和3年9月末現在

第3 監査の結果

夢みらい館・さばえの指定管理者（夢みらいWe）における事業運営状況、出納およびその他関連する事務ならびに所管課の指定管理者に対する指導状況等について監査を実施した結果、事業運営は施設の目的に沿ったものであり、概ね適正かつ効率的に執行されており、重大な問題点は見受けられなかった。

なお、一部改善を要する事項については、適切な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

1 指摘事項

記載すべき事項なし

2 改善事項

【共通】

（１）年度協定書の備品等管理業務では、市から貸与された物品（設備器具、備品等）については、利用に支障をきたさないように適切に管理し、更新が必要な場合は市に報告することになっており、備品一覧として管理されている。しかし、年次報告書の「夢みらい館・さばえ 施設の維持補修と備品の購入状況」によると、新規で購入した物品（１件55,000円）が「館外コードレスブロワ修理」ということで、施設の維持修繕として処理されている。

今後、備品を漏れなく適正に管理していくために、予算の計上と執行および備品の登録手続きについて適正に処理されたい。